

頁

3-4

2. 8. 都市計画対象道路事業に係る道路のインターチェンジ等区域の位置
(1) インターチェンジ等の設置
本事業において、インターチェンジ及びジャンクション（以下、「インターチェンジ等」といいます。）の設置を計画しています。
インターチェンジ等を表 3-2-1 に、概ねの位置を図 3-2-2 に示します。

表 3-2-1 インターチェンジ等

インターチェンジ等の名称	連絡予定道路
三河港インターチェンジ（仮称）	3・1・27 号東三河臨海道路（県道豊橋渥美線）
大崎北ジャンクション（仮称）	3・1・6 号名豊道路（国道 23 号）
豊橋インターチェンジ（仮称）	3・4・9 号磯辺下地大岩線（県道東三河環状線）

誤

2. 8. 都市計画対象道路事業に係る道路のインターチェンジ等区域の位置
(1) インターチェンジ等の設置
本事業において、インターチェンジ及びジャンクション（以下、「インターチェンジ等」といいます。）の設置を計画しています。
インターチェンジ等を表 3-2-1 に、概ねの位置を図 3-2-2 に示します。

表 3-2-1 インターチェンジ等

インターチェンジ等の名称	連絡予定道路
三河港インターチェンジ（仮称）	3・1・27 号東三河臨海道路（県道豊橋渥美線）
大崎北ジャンクション（仮称）	3・1・6 号名豊道路（国道 23 号）
豊橋インターチェンジ（仮称）	3・4・9 号磯部下地大岩線（県道東三河環状線）

東三河都市計画道路 1・4・3号 浜松湖西豊橋道路 環境影響評価準備書 正誤表

頁	正	誤
15-2	<振動> L_{10} 振動レベルの 80%レンジの上端値を示します。80%レンジとは、多数個の振動値を大きい順に並べた場合に、最高値と最低値の側からそれぞれ 10%ずつ除外したものであり、L_{10}は残った値のうち上端の値を指します。振動の予測・評価では L_{10}を用いています。 第 1 種区域^{※3} 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域を示します。 第 2 種区域^{※3} 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域を示します。 出典：※3 「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）	<振動> L_{10} 振動レベルの 80%レンジの上端値を示します。80%レンジとは、多数個の振動値を大きい順に並べた場合に、最高値と最低値の側からそれぞれ 10%ずつ除外したものであり、L_{10}は残った値のうち上端の値を指します。振動の予測・評価では L_{10}を用いています。 第 1 種区域^{※3} 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域を示します。 第 2 種区域^{※3} 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域を示します。 出典：※3 「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）